

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（B日程・12月2日分）

## 試験科目：民事訴訟法

### 1. 出題趣旨

いずれも民事訴訟第一審手続を中心とした基本的な概念・制度の趣旨を問う問題である。

「訴状における当事者の表示の訂正と任意的当事者変更」は、確定された当事者と実際に訴訟手続に関与しているものが異なる場合の処理を問うものであり、とくに後者については、その法的性質・要件・効果について言及する必要がある。

「書面による整理」手続は、争点及び証拠の整理を目的として現行法が導入した手続であるが、どのような事情がある事案において利用できるのか、またその効果などについて言及する必要がある。

「釈明義務」については、弁論主義との関係から釈明権が認められている根拠に触れたうえで、裁判所が釈明権を行使しなければならない場合があるのかを論じる必要がある。釈明には積極的釈明と消極的釈明があり、後者については原則として釈明義務が認められること、前者についてはその限界が問題になることに言及できれば加点の対象になる。

### 2. 採点実感

「当事者の表示の訂正と任意的当事者変更」については、具体的にどのような場合に行われるのか、できれば具体例を挙げて説明するほうが分かりやすかったであろう。受験者の中には、具体例を挙げた者もいたが、残念ながらその例が適切ではなかった。

「書面による整理」については、条文をそのまま引用しただけという解答があった。

「釈明義務」については、弁論主義を補充するものであるという基本的な認識に言及した答案がなかった。

### 3. 学習方法

定評のある基本書を取りあえず通読するようにしてほしい。また手続の全体像を理解するために、自分自身で手続きの流れがわかる図を作成しておいてほしい。